

令和5年度 一般会計・各特別会計決算等審査実施計画

決算等審査概要

1 種類・根拠

下記法令及び武蔵野市監査基準、監査計画に基づき審査を実施する。

- (1) 一般会計・各特別会計決算 地方自治法第233条第2項の規定による審査
- (2) 基金の運用状況審査 地方自治法第241条第5項の規定による審査

2 対象

- (1) 令和5年度 一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに附属書類
- (2) 令和5年度 基金（特定の目的のために定額の資金を運用するための基金）の運用状況を示す書類

3 着眼点(重点)

- (1) 決算並びに附属書類が法令に適合し、かつ、計数が正確であるか。
- (2) 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が適正かつ効率的に行われているか。

4 実施内容（範囲）

- (1) 例月現金出納検査での計数確認、定期監査、工事監査、財政援助団体等監査を基礎として、予算執行、資金運用及び財産管理の状況等の調査を行い、計数分析のために統計資料を作成する。
- (2) 基金の運用状況、基金利子収入等の調査を行う。

5 結果

監査委員の審査意見について、市長に提出する。

令和5年度 水道事業会計決算審査実施計画

水道事業会計決算審査概要

1 根拠

地方公営企業法第30条第2項

地方公共団体の長は、決算とあわせて、証書類、当該年度の事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書（地方公営企業法施行令第23条）を監査委員の審査に付さなければならない。

2 対象

決算報告書、財務諸表、決算付属書類

3 着眼点（重点）

決算報告書等が法令に適合し、かつ、計数が正確であるか。事業が、経済的かつ公共の福祉を増進するように運営されているか。

4 実施内容（範囲）

例月現金出納検査での細部計数確認を基礎として、減価償却費及び有形固定資産増減状況、工事請負契約状況、不納欠損処分状況、企業債及び他会計借入金の償還状況、貯蔵品の受払い状況、キャッシュ・フロー計算書作成の状況、貸倒引当金の算定の状況、資本的収支の補填財源の状況の調査を行い、計数分析のために統計資料を作成する。

5 結果

監査委員の審査意見について、市長に提出する。

令和5年度 下水道事業会計決算審査実施計画

I 下水道事業会計決算審査概要

1 根拠

地方公営企業法第30条第2項

地方公共団体の長は、決算とあわせて、証書類、当該年度の事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書（地方公営企業法施行令第23条）を監査委員の審査に付さなければならない。

2 対象

決算報告書、財務諸表、決算附属書類

3 着眼点（重点）

決算報告書等が法令に適合し、かつ計数が正確であるか。事業が、経済的かつ公共の福祉を増進するように運営されているか。

4 実施内容（範囲）

例月現金出納検査での細部計数確認を基礎として、減価償却費及び有形固定資産増減状況、不納欠損処分状況、企業債及び他会計借繰入金の状況、キャッシュ・フロー計算書作成の状況、貸倒引当金の算定の状況、資本的収支の補填財源の状況の調査を行い、計数分析のために統計資料を作成する。

5 結果

監査委員の審査意見について、市長に提出する。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率審査実施計画

I 健全化判断比率

1 根拠

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による審査

2 対象

令和5年度決算に基づく実質赤字比率

令和5年度決算に基づく連結実質赤字比率

令和5年度決算に基づく実質公債費比率

令和5年度決算に基づく将来負担比率

3 着眼点（重点）

市長から提出された上記の審査対象比率について、比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

4 結果

監査委員の審査意見について、市長に提出する。

II 資金不足比率

1 根拠

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による審査

2 対象

令和5年度決算に基づく水道事業会計資金不足比率

令和5年度決算に基づく下水道事業会計資金不足比率

3 着眼点（重点）

市長から提出された上記の審査対象比率について、比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

4 結果

監査委員の審査意見について、市長に提出する。